

後志管内教職員の不祥事防止に向けて

STOP! 不祥事!

飲酒
運転

交通違反
事故

体罰

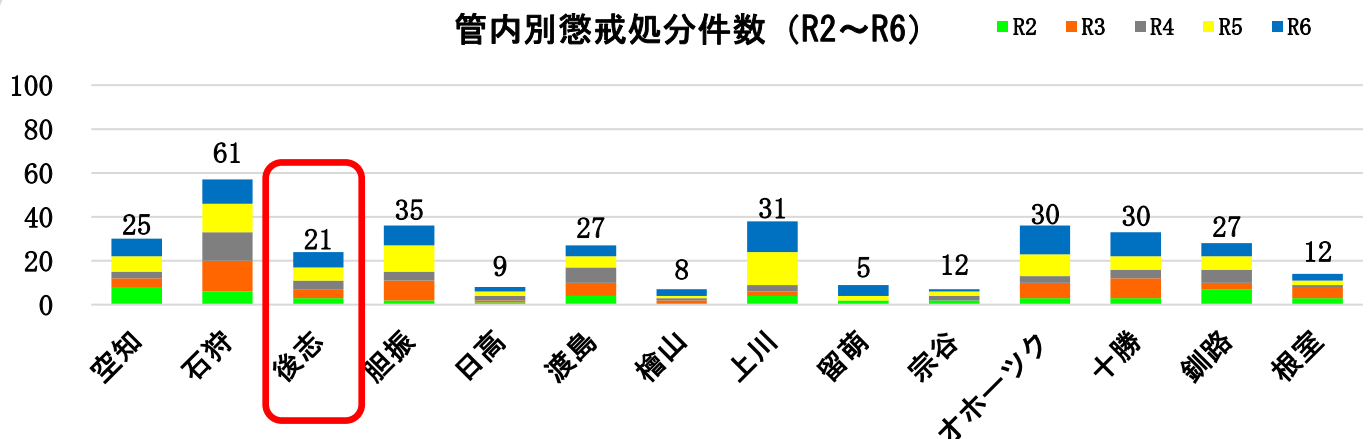
わいせつ
ハラスメント

金銭
事故

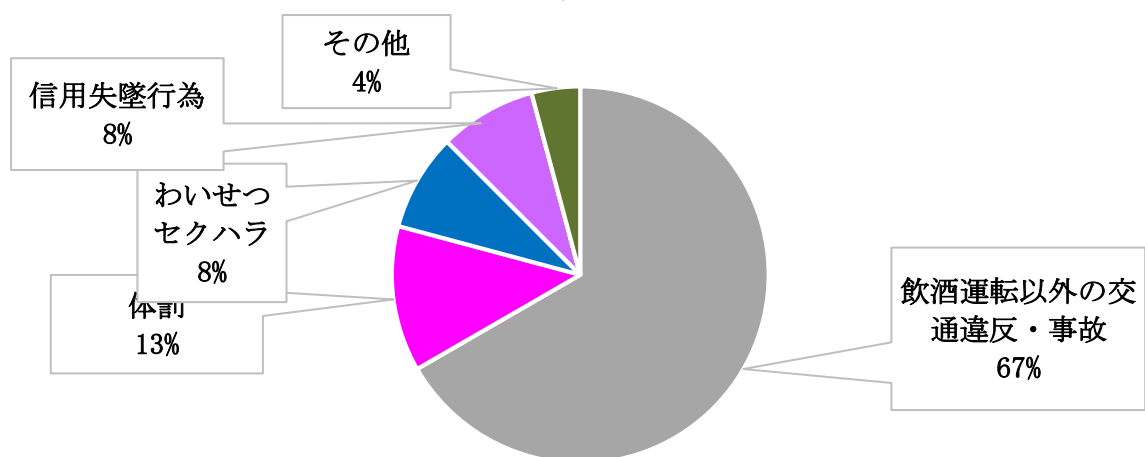
個人情報
紛失
流出

後志のプライドを取り戻そう!

管内別懲戒処分件数 (R2~R6)



後志管内懲戒処分内容別状況 (R2~R6)



後志管内教職員の不祥事防止に向けた取組

その1 飲酒運転の根絶

◎飲酒運転根絶に向けた指導の徹底

■「教職員が飲酒の場に行く場合における留意事項」の遵守

- ◇飲酒の場には「車で行かない、行かせない」の徹底
- ◇「やむを得ず」車で行く際は、飲酒前の運転代行等の確保の徹底

■飲酒運転根絶に向けた研修の実施

■仲間の中から飲酒運転を出さないための相互の声かけの徹底

その2 交通違反・事故の根絶

◎常に制限速度と走行速度を把握した運転の厳守

◎安全確認を徹底した慎重な運転の徹底

■きめ細かな注意喚起

- ◇速度の危険性の周知・浸透、常に制限速度と走行速度を把握した運転の厳守

■交通安全意識の高揚

- ◇各地域で実施している交通安全運動への積極的な参加、安全確認を徹底した慎重な運転の徹底
- ◇懲戒処分等に至らない交通違反の把握及び指導

その3 体罰の根絶

◎感情のコントロール方法や、コミュニケーション能力の向上

◎児童生徒及び保護者への啓発、児童生徒からの相談体制の確立

■感情のコントロール方法の習得、コミュニケーション能力の向上

- ◇アンガーマネジメントの研修
- ◇コーチングやアサーショントレーニング等の指導技術の習得

■児童生徒及び保護者への啓発、児童生徒からの相談体制の確立

- ◇児童生徒及び保護者における体罰についての正しい認識の共有化の促進、相談窓口の設置

【重要参考資料】

- ☆「望ましい指導の在り方ー体罰の根絶を目指してー」
- ☆「体罰の要因分析」
- ☆「教師と児童生徒間の望ましいコミュニケーションの在り方」

その4 わいせつ・ハラスメントの根絶

◎児童・生徒との「一定の距離」の維持の徹底

◎自校や自らにも起こりうるという危機意識の醸成と危機意識の下での真剣な基本対策の徹底

◎管理職自らがパワハラはあってはならないという意識の醸成

■児童・生徒との「一定の距離」の維持の徹底

- ◇児童・生徒と電話、メール、LINEなどを通じた私的なやり取りをしないことの徹底
- ◇児童・生徒を自宅に招き入れたり、自家用車での送迎、密室で1対1で対応しないことの徹底

■自校や自らにも起こりうるという危機意識の醸成と真剣な基本対策の徹底

- ◇相談や、冗談でも事故につながるおそれがあることの指導・徹底
- ◇自校や自らにも起こりうるという危機意識の醸成と危機意識の下での真剣な基本対策の徹底
- ◇管理職が率先して職員とのコミュニケーションを図り、人間関係を構築

その5 金銭事故の根絶

◎不正が「できない」、「必ず露見する」体制の構築と相互牽制の確実な機能化

■管理体制の構築と相互牽制が確実に機能する体制の整備

- ◇印鑑と通帳の保管場所の分離、管理の分担
- ◇通帳の原本と支出関係書類等との照合
- ◇部内検査、決算の実施

その6 個人情報紛失・流失の根絶

◎学校で取り扱う情報の多くが個人情報であり、守秘義務があることを理解

■未然防止のための意識の醸成

- ◇職場研修を通して、全ての教職員が校内ルールを確認するなど、個人情報の管理を徹底
- ◇個人情報の管理や取扱いに関する校内ルールを点検し、必要に応じて見直し

教育局としての取組

- ◇学校訪問や教職員の研修などの際の指導・助言
- ◇研修や注意喚起のための情報提供

市町村教育委員会としての取組

- ◇重点取組の実態把握と指導・助言
- ◇研修の実施

飲酒運転は、危険な犯罪行為です！

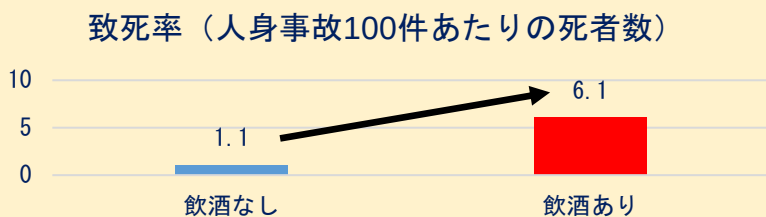
過去の処分事例から

○前日21時頃から2時20分頃にかけて、自宅で焼酎3本を飲んだ後、8時50分頃から、私用のため、自家用車を運転し、9時45分頃、コンビニエンスストア駐車場から道路に出る際、自家用車を電柱に衝突させた。当該教職員の当時の認識としては、「二日酔いの感覚はあったが、運転に支障を来すほどではない」と考えた。

○帰路は運転代行業者を利用する予定で、自家用車で居酒屋に行き飲酒した後、実際には代行業者を利用せず、自家用車を運転して帰宅途中、対向車に衝突し、相手運転者に加療約2週間を要する傷害を負わせた。

飲酒後には、「酔っていない」、「運転に支障がない」と判断を誤るおそれがある！

飲酒運転の危険性



飲酒なしの
約5.5倍の致死率！

今すぐチェックしよう！

飲酒後も正常な判断ができと思っているか？

少量の飲酒なら、問題なく運転できると考えたことはないか？

二日酔いになるほど飲酒してしまうことはないか？

飲み過ぎだと注意されたことはないか？

飲酒する場所に車で行っていないか？

飲酒運転を「事故」だと思っているか？

一つでも「いる・ある」人は、今すぐ、考え、行動をあらためよう！

飲酒運転根絶のための3つの心得

- ◎飲酒後は、正常な判断はできない。飲酒する場所に車で行くのは絶対にやめよう！
- ◎飲酒運転は、危険な犯罪行為であることをしっかりと認識しよう！
- ◎飲酒習慣を見直し、過度な飲酒を控えよう！

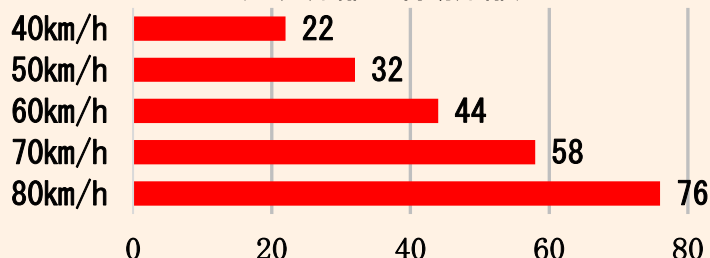
制限速度を守り、慎重な運転を！

速度の危険性

速度と衝突時の衝撃
落下した場合に同程度の
衝撃を受ける高さの関係

時速	高さ
40km/h	6m
60km/h	14m
80km/h	25m

走行速度と停止距離
(空走距離+制動距離)



①衝突した際の衝撃が大きくなる。

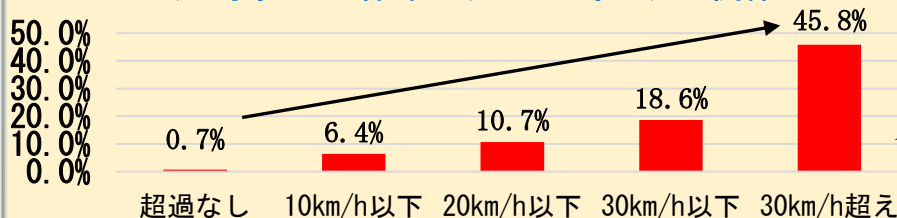
◇時速 60 kmでの衝突＝ビルの5階相当からの落下

◇時速 80 kmでの衝突＝ビルの8階相当からの落下

②制動距離が長くなる＝衝突の回避が困難になる。

愛知県警察及び高知県警察の資料を基に作成

速度超過と致死率
(人身事故100件あたりの死亡事故)の関係



速度超過30km/hは
超過なしの約65倍！

今すぐチェックしよう！

速度違反をしてはいけないことだと認識しているか？

常に制限速度と走行速度を把握して運転しているか？

自分も事故を起こすかもしれないと思って慎重に運転しているか？

速度の危険性を具体的に理解しているか？

一つでも「していない」
人は、今すぐ、考え、
行動をあらためよう！

交通違反・事故根絶のための3つの心得

◎速度の危険性を具体的に理解しよう！

◎常に制限速度と走行速度を把握して運転しよう！

◎自分も加害者になり得ると常に意識して、慎重な運転を心がけよう！

体罰はしない、させない、必要ない！

令和6年度体罰の要因分析（北海道教育委員会）から

体罰の発生要因（教員の認識）	R 6	R 5	R 4
厳しい指導として、ある程度の有形力の行使は必要であるとの認識	0.0%	14.3%	14.3%
児童生徒のやる気を起こすためには有形力の行使が必要であるとの認識	20.0%	0.0%	0.0%
口頭での指導が通じず、有形力の行使に至った	20.0%	14.3%	28.6%
児童生徒の行為に感情的になった	60.0%	71.4%	57.1%

「アンガーマネジメント」という言葉を知っている教員は98.1%いるが、知識として理解するだけでは意味がない。研修や日々の指導等で身に付けていく必要がある。

過去の処分事例から

○顧問をする部活動の指導中、生徒に複数回注意したが反省している態度が見られないことに感情的になり、左右の平手で左右の頬を1回ずつたたいた。生徒にけがはなかった。（過去にも体罰の処分歴あり）

●普段から指導してきたことが理解されていないと感じ、自分の感情が抑えられなかった。

○昼休みの校内巡視中、担任学級の教室が騒がしいため中に入ったところ、5人の生徒が丸めた牛乳パックを蹴って遊んでいることに感情的になり、左手の拳で5人の生徒の頭頂部を1回ずつたたいた。5人の生徒にけがはなかった。

●再三指導してきたが改善されず、冷静さを欠いて体罰以外の方法を選択できなかった。

○：事故の概要、●：当時の認識・状況

体罰の原因

児童生徒の行為に感情的になった。

口頭での指導が通じない。

有形力の行使が必要との誤った認識。

体罰の児童生徒への影響

自制心や正義感、道徳性などの発達の障害

知的好奇心や興味・関心の喪失、意欲の低下

力による解決への志向を助長

体罰の教育上の問題点

問題の本質的な部分を教えていない。

児童生徒の主体性を伸ばすことができない。

体罰で子どもは育たない。

体罰防止のためには

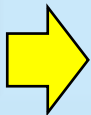
感情のコントロール方法の習得

コミュニケーション能力の向上

指導が通じない原因を考え、指導方法を改善

管内の過去の処分事例から

被処分者	処分内容	事案の概要
高等学校 教諭	減給 1 か月 給 料 の 10 分 の 1	平成 29 年 4 月頃から 7 月頃の間、授業中に教室で、複数の生徒が机に伏せて寝ていたため、感情的になり、それぞれ当該生徒の背中を右の平手で 1 回たたいた。 また、同年 5 月 12 日（金）11 時頃から 12 時頃の間、授業中に実習室で、生徒がふざけていたため、感情的になり、当該生徒の頭頂部を右の平手で 1 回たたいた。 さらに、同年 8 月 25 日（金）12 時頃、授業中に実習室で、生徒が指示に従わなかったことから、注意するため、当該生徒の後頭部を右の平手で 1 回たたいた。
高等学校 校長	戒告	<u>上記の所属職員の服務監督の責任者として、職員の指導監督を徹底し、事故防止に努めなければならない立場にありながら、平成 27 年 7 月に所属職員が体罰事故を起こしていたにもかかわらず、体罰事故が繰り返し発生し、校長として、所属職員に対する指導監督に適正を欠き、その職責を十分に果たしていなかった。</u>



所属職員の指導監督を適正に行い、体罰の防止に努めることは、管理職の仕事です！

今すぐチェックしよう！

感情のコントロール方法や、コミュニケーション能力の向上を図っている。

指導に従わない児童生徒がいた時は、自らの指導方法の改善を図っている。

一方的に自らの方針に従わせず、粘り強く指導している。

体罰防止のための研修を真剣に行っている。

「ここまではセーフ」と独自の体罰基準を持つことは許されないと思う。

一つでも「していない・思わない」がある人は、今すぐ、考え、行動をあらためよう！

体罰根絶のための 3 つの心得

- ◎感情のコントロール方法やコミュニケーション能力の向上を常に図ろう！
- ◎どうすれば、自分の思いが児童生徒に伝わるか常に考えよう！
- ◎気持ちはホットでも、頭はクールな指導を徹底しよう！

児童・生徒と「一定の距離」を維持し、自分を守ろう！

過去の処分事例から

○自家用車の車内で女子生徒の唇にキスをしたり、抱き合うような行為を繰り返し行った。

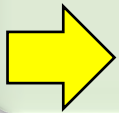
また、その後、複数回、自家用車の車内で当該生徒と性行為を行った。（懲戒免職）

●悩み事の相談に乗ろうと、LINEの連絡先を交換した。当初は、自制していたが部活で頑張る姿に好意を抱くようになった。

○複数の生徒に対し、校舎内において性的な内容を含む不適切な発言や、不必要な身体接触を繰り返し行い、恐怖感や不快感を与えた。（停職5か月）

●生徒との円滑な関係を築く上で、悪ふざけや冗談が有効と考え、距離を縮めたいと考えた。

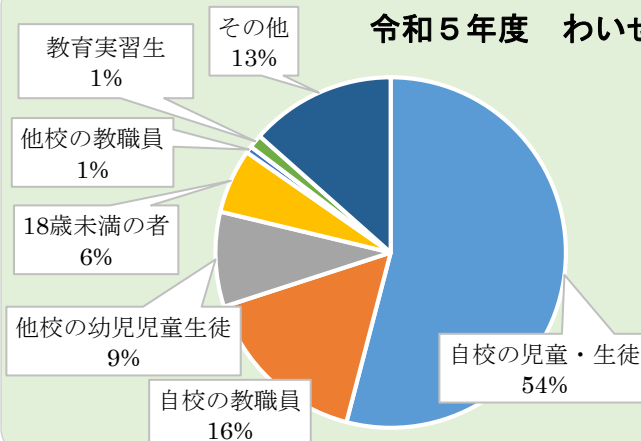
○：事故の概要、●：当時の認識・状況



最初は、相談だった、悪ふざけや冗談のつもりだったというケースもあり、誰にでも起こりうる、相手も冗談等として受け止めるとは限らないことを理解しよう！

令和5年度 わいせつ行為等の相手の属性（全国）

※公立学校教職員の人事行政調査（文部科学省）より



被害者の約7割が、自校の児童・生徒や教職員



自校にも起こり得ることと考え、真剣に基本対策を徹底しよう！

今すぐチェックしよう！

児童・生徒と私的な電話、メールやLINEのやり取りをしていないか？

児童・生徒を自家用車で送迎をしていないか？

児童・生徒への指導・相談を密室や一対一で行っていないか？

児童・生徒を自宅に招き入れていないか？

自分には不純な気持ちはないからと上記を無視していないか？

一つでも「している・したことがある」人は、自らを守るためにも今すぐ、行動をあらためよう！

わいせつ、セクシュアル・ハラスメント根絶のための3つの心得

◎児童・生徒と「一定の距離」を維持し、自分を守ろう！

◎自分には起こりえないという考えは捨て、相談の際も基本対策を厳守しよう！

◎教職員として児童・生徒に接しているということを常に意識しよう！

パワー・ハラスメントのない風通しのよい職場にしよう

過去の処分事例から

○校長が職員に対し「馬鹿」、「しゃべるな」など侮辱するような発言や、仕事上のミスに対し反省させる文書を提出させ、繰り返し訂正させるなど精神的苦痛を与えた。（減給1ヶ月）

●職員の事務処理が進まず、その理由を聞いても言い訳などが繰り返されたことから、だんだんと我慢ができなくなり、感情的になってしまった。

○業務に対する姿勢が改善されないことから、指導に当たり不適切な言動を断続的に行うとともに、指導の一環として退職願の提出を求め、職員から日付の入っていない退職願を受け取った。（減給1ヶ月）

●退職させる意図はなかったが、自分には後がない、仕事をしなければならないという危機感を持たせたかった。

○：事故の概要、●：当時の認識・状況



パワー・ハラスメントはこれを行っている職員に自分がパワー・ハラスメントをしているという自覚がない場合があるので特に管理職は気をつける！

神戸市須磨区の小学校のパワー・ハラスメント事案

令和2年2月21日神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会「調査報告書」より

調査委員会でハラスメントとして認定した事実 全125項目の一部

カス、クズ、
死ね、消えろ
など言われた

教室で養生テープ
で拘束して放置さ
れる

作成した指導案
に落書きされる

研修で意見を述べたが
「おまえごときが生意
気言うな」と言われた

羽交い絞めにして激
辛カレー・ラーメン
を食べさせる。

おまえ俺を敵に回していいんか。（校長の発言）

【加害教員の意識】ふざけたり、からかったりしただけで、嫌がっているようには見えなかった。

【被害教員の意識】赴任してしばらくして「からかい」の対象となり右も左も分からない中で、先輩との関係性を維持しなければ学校でやっていけないと思い我慢していた。

【原因】※一部を抜粋

- ・状況を容認、助長するような空気が学校にある。
- ・学校及び市教委から適切かつハラスメント教育をほとんど受けていない。
- ・管理職として各教員の人間関係や職員室の雰囲気についての確な把握、洞察がほとんどなされていない。

今すぐチェックしよう！

失敗に対して指導レベルを超えた叱責・執拗な非難をしていないか？

部下職員の意見が気に入らない時に威圧的な態度・行為をしていないか？

明らかに実現不可能・無駄な業務を強要していないか？

仕事が出来ないと決めつけ説明もなく役職に見合った業務を与えないことはないか？

私事を命ずるなど仕事以外の事柄を強要していないか？

一つでも「している・したことがある」人は、自らを守るためにも今すぐ、行動をあらためよう！

パワー・ハラスメント根絶のための3つの心得

◎感情にまかせた言動はパワハラになり得るという認識を持とう！

◎特に管理職員は職員とコミュニケーションを図り性格や人間関係の把握に努めよう！

◎何でも相談でき、お互いが声をかけ合える職場にしよう！

金銭事故防止のため、基本対策の徹底を！

過去の管内の処分事例から

被処分者	処分内容	事案の概要
高等学校 事務主任	懲戒免職	平成 25 年 4 月から平成 27 年 1 月までの間、自校の複数の私費会計から、総額 1,189 万 4,703 円を不正に払い戻しし、そのうち 919 万 3,503 円を横領した。 【管理監督者：戒告（校長）】
高等学校 教 頭	戒 告	上記の金銭事故にかかわり、学校徴収金取扱要領に規定する <u>支出の確認者として、支出の都度及び年度末の監査において支出内容を確認しなければならなかったが、支出関係書類と通帳を照合しなかった。</u>
高等学校 事務長	戒 告	上記の金銭事故にかかわり、学校徴収金取扱要領に規定する <u>自主点検において支出関係書類・経理簿・通帳を点検しなければならなかったが、支出関係書類と通帳を照合しなかった。</u>



管理職としての職務を怠っている。金銭事故の防止は、管理職の仕事です！

金銭事故防止の基本対策

相互牽制・内部牽制

事務処理を
一人任せにしない。

口 座 管 理

口座に預託し、
現金を手元に置かない。

部内検査・決算報告

会計ごとに決算、
部内検査をする。

今すぐチェックしよう！

いくつかの私費会計があるか把握しているか？

複数の会計担当者を置いているか？

決算・部内検査を実施しているか？

通帳原本と支出関係書類等を照合しているか？

学校で定めた会計事務処理要領を守っているか？

未対応が一つでもある
場合は、今すぐに対応し
よう！

金銭事故根絶のための3つの心得

- ◎複数の目での確認や口座の記録により、金銭処理を透明化しよう！
- ◎通帳、支出関係書類等を必ず原本で照合しよう！
- ◎不正が「できない」、「必ず露見する」環境を作ろう！

全ての教職員が校内ルールに従い、対策の強化・徹底を！

懲戒処分等（訓戒措置を含む）の対象となる流出例

- 生徒に閲覧させてはいけない個人情報を、**生徒がアクセス可能な共有フォルダに誤って保存**した結果、児童生徒が閲覧したことで個人情報が流出した。
- 職員室の金庫に保管**されている「個人情報が含まれている書類」を、**校長の許可を得ずに**教室へ持ち出したあと教室に置き忘れ、児童生徒が閲覧したことで、個人情報が流出した。
- 生徒指導に関するデータを、**校長の許可を得ずに**校務用PCを使用し、校務用アドレスから、**自身のスマートフォンの私用アドレスに送り**、誤って自身が私用で使っているSNSにデータをアップロードした結果、外部の方が閲覧したことで個人情報が流出した。



言うまでもなく、学校は児童生徒等の個人情報を数多く保有しており、その取扱いには細心の注意が求められる！

懲戒処分の指針の改正～個人情報の管理に係る取扱いの厳格化

近年、児童生徒などに関する重大情報が流出するなどの事案が多発しているほか、個人情報の流出経路等が多様化していることを踏まえ、個人情報の管理について一層の厳格化を図るため、令和7年3月18日付けで次のとおり懲戒処分の指針を改正し、令和7年4月1日以降に発生した事故から適用。

○懲戒処分の指針 第2 標準的な例

23 個人情報の紛失、流出又は盗難

職務上収集した個人情報を**許可なく持ち出し、相応の注意義務**を怠って紛失し、又は流出させ、若しくは盗難にあった場合…減給又は戒告



職務上収集した個人情報**について、適切な取扱い**を怠って紛失し、又は流出させ、若しくは盗難にあった場合…減給又は戒告

今すぐチェックしよう！

個人情報は持ち出さないことを原則とし、やむを得ず持ち出す場合は、管理職への報告等、決められたルールを守っているか？

個人情報の盗難や流出等を防ぐためクリアデスクに心がけ、個人情報等の入った文書等は、鍵のかかる場所に保管しているか？

個人情報の入った文書や電子メール等は、誤送付等をしないよう、宛先を2人以上で確認するなど厳重にチェックしているか？

常に「児童生徒等の個人情報を確実に守る」という意識をもって！

個人情報の適切な管理のための3つの心得

- ◎個人情報の漏洩の危険性を認識し、個人情報を取り扱う者としての意識を高めよう！
- ◎個人情報における校内ルールを改めて確認し、紛失・漏洩防止対策を徹底しよう！
- ◎電子ファイルの暗号化やパスワードの設定など、有効な対策は今すぐに実行！